

# 愛媛県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に対する指導等実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第66条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（以下「自立支援医療機関という。」）に対して行う指導及び自主点検（以下「指導等」という。）について、基本的事項を定める。

## 第2 目 的

指導等は、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」等に定める自立支援医療の取扱及び費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図るために行うものとする。

## 第3 対象機関

全ての指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を対象とする。

## 第4 実施方法等

### 1 自主点検

当分の間、次のとおり自主点検を実施する。

#### (1) 自主点検の実施方法

全ての指定自立支援医療機関は、県ホームページに掲載する別紙1「主眼事項及び着眼点」及び別紙2「障害者自立支援医療（育成医療・更生医療）自主点検票」（以下「自主点検票」という。）をダウンロードし、毎年自主点検を実施するものとする。

#### (2) 自主点検結果（自主点検票）の提出

指定自立支援医療機関は、指定更新申請の際に、前回指定更新（初めての更新の場合は新規指定）以後に実施した自主点検結果をすべて県に提出するものとする。

### 2 実地指導

提出された自主点検票の内容を確認し、必要に応じて、実地指導を行う。

なお、実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

## 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。